会議の名称	令和3年第7回本庄市農業委員会総会							
開催日時	中後2時から 令和3年6月25日(金)午後2時から 午後3時20分まで							
開催場所	本庄市役所 大会議室							
出・欠席者	別紙のとおり							
議事日程	1 開会 2 あいさつ 3 議事録署名委員及び書記の指名 4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決 (1)第39号議案 農地法第3条の規定による許可申請について (2)第40号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年) (3)第41号議案 農地法第5条の規定による許可申請について (4)第42号議案 本庄市農業振興地域整備計画の変更について (5)報告第22号 農地法第3条の3の規定による届出について (6)報告第23号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について (7)報告第24号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について (7)報告第24号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について (8)報告第25号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について (9)報告第26号 農地法第18条第6項の規定による通知について (10)報告第27号 認定電気通信業者の行う中継施設等の設置に (4)事業について 5 事務局連絡事項 6 閉会							
配付資料	1 令和3年第7回本庄市農業委員会総会議事日程 2 令和3年第7回本庄市農業委員会総会議案 3 事務局連絡事項							

主管課

農業委員会事務局

議 事 録

	会 議 の 経 過						
発言者	発 言 内 容						
事務局長	それでは、定刻となりましたので、これより総会を始めさせていただきま						
	お手元にお配りしております議事日程に従いまして進めさせていただきまっ						
	まず、議事日程1の開会を細野会長代理にお願いいたします。						
細野会長代理	こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいだたき誠にありがとうございま						
	す。それでは、ただ今から令和3年第7回本庄市農業委員会総会を開会いたし						
	ます。よろしくお願いいたします。						
事務局長	ありがとうございました。						
	次に、議事日程2あいさつに移ります。田端会長よりご挨拶をお願いいたし						
	ます。						
田端会長	皆さまこんにちは。田植えの時期でお忙しい中、御参集いただきましてお礼						
	申し上げます。65歳以上の方のワクチン接種は、希望者の半数以上が1回目						
	の接種を終え、早い方は2回目の接種も終わった方がいるようで、だんだんと						
	落ち着いてくるかなと思っております。本庄市では64歳以下の方へも接種						
	券を発送するとのことで、希望者はどんどん打っていただければ幸いだと思						
	っております。オリンピックも聖火リレーが来月8日にこの辺を通過するよ						
	うです。そんな状況の中での第7回の開催となりますが、皆さまの慎重審議を						
	よろしくお願いいたします。						
事務局長	ありがとうございました。						
	本日、農業委員の坂爪委員、推進委員の粂原委員、福田委員、山本委員より						
	欠席の旨届け出がありましたので、ご報告いたします。						
	次に、総会の定足数についてでございます。農業委員会等に関する法律第2						
	7条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くこ						
	とができない」と規定されております。本日の総会は、在任農業委員19名中						
	18名の出席となっておりますので、総会が成立し、在任農地利用最適化推進						
	委員24名中21名の出席となっておりますことをご報告いたします。						
	これより議事に入ります。本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定によ						
	り、田端会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。						
議長	議事日程3、議事録署名委員及び書記の指名を行います。私から指名させて						

	いだくことに、ご異議ありませんか。						
	(異議なし、の声あり)						
	それでは、本日は10番宮部延一委員及び12番田島敏包委員に議事録署名						
	委員をお願いいたします。						
	また、会議書記は、事務局の高群補佐を指名いたします。						
	次に、議事日程4、付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに						
	採決に入ります。本日の付議事件は、議事日程のとおり議案4件及び報告6件						
	であります。						
	まず、第39号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程						
	いたします。事務局より説明願います。						
事務局長	第39号議案を説明いたしますので、議案書1ページをご覧ください。						
	第39号議案農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げ						
	ます。本議案につきましては、農地法第3条第1項の規定により、別紙申請に						
	ついて処分したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容です						
	が、農地法第3条の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めるも						
	のでございます。本日提出、会長。						
	申請内容については、2ページをご覧ください。申請件数は、2件でしたが、						
	整理番号2の許可申請書が取り下げられましたので、本議案での審議は1件						
	となります。その内訳は、贈与による所有権移転1件でございます。						
	次に、農地の権利移動についての許可判断要件をご説明いたします。農地法						
	第3条第2項に許可判断の要件が規定されておりまして、まず、全部効率利用						
	要件で、農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うこと。次に、農作業						
	常時従事要件で、農作業に常時従事すること。次に、下限面積要件で、本庄市						
	では経営面積の合計が50a以上であること。次に、地域との調和要件で、周						
	辺の農地利用に悪影響を与えないこととなっておりまして、農地の受け手が						
	これらすべての要件を満たしていないと許可できないこととなっております。						
議長	それでは、整理番号1を、事務局から説明、地区担当委員から報告をいただ						
	きました後にご質疑いただき、その後、審議とさせていただきますので、よろ						
	しくお願いいたします。それでは、整理番号1について、事務局より説明を求						
	めます。						
事務局長	整理番号1を説明いたしますので、議案書2ページをご覧ください。申請人						
	の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町塩谷地内の田1筆、面積						
	は記載のとおりです。贈与による所有権移転です。経営状況は、記載のとおり						
	です。地区担当は、鳥澤委員でございます。なお、申請地位置図は、3ページ						
	になります。						

	受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたとこ						
	ろ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと考えま						
	す。以上でございます。						
議長	** 整理番号1について、鳥澤委員の報告をお願いいたします。						
農澤委員	14番鳥澤です。6月22日午後1時頃、鈴木幹雄推進委員と受人から聞						
网译女 貝	き取りを行い、所有農地の確認をしました。申請地の概要につきましては、						
	議案書3ページ3-1の地図をご覧ください。申請地は、金屋小学校から北 悪に約600メートルの提所に位置しております。 のぎに、受しの状況にの						
	西に約600メートルの場所に位置しております。つぎに、受人の状況についてですが、耕作はオール素の割の名にて行っており、オーの農業発展日教						
	いてですが、耕作は本人と妻の計2名にて行っており、本人の農業従事日数						
	は320日です。農機具は耕運機2台、トラクター2台、籾摺り機1台、乾						
	燥機2台、田植え機1台、コンバイン1台、軽トラック3台を所有しており						
	ます。申請地は、水稲を作付けしたいということです。						
	なお、受人申請地及び所有農地の耕作状況を現地確認したところ、すべて						
	の農地が問題なく利用されておりました。周辺農地への支障の恐れもないと						
	判断いたします。						
	以上で報告を終わらさせていただきます。皆さまの慎重審議のほど、よろ						
	しくお願い申し上げます。						
議長	ただいまの、整理番号1の説明及び報告に対しまして、ご質疑がありまし						
	たらお願いいたします。						
	(なし)						
	それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可する						
	ことに、ご異議ございませんか。						
	(異議なし)						
	ご異議ございませんので、許可といたします。						
	次に、第40号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用						
	地利用集積計画の決定について(通年)」 を上程いたします。事務局より説						
	明願います。						
事務局長	第40号議案を説明いたしますので、議案書6ページをご覧ください。						
	第40号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集						
	積計画の決定について(通年)をご説明申し上げます。本議案につきまして						
	は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用地利用						
	集積計画を決定したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容						
	ですが、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用						
	集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。						
	計画内容については、7ページから9ページまでをご覧ください。今回の						

申請件数は、8件です。田7筆及び畑16筆の面積合計28,656㎡の利用権設定でございます。

次に、農用地利用集積計画について説明します。農用地利用集積計画は、 農業委員会の決定を経て市で公告しますが、決定の要件としては農業経営基 盤強化促進法第18条第3項の規定により、市で定めた基本構想に適合する ことが必要でございます。

本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、全ての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること、その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者がいるものとされており、以上の要件を全て備えることと定めております。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長

ただいま事務局より説明がありましたが、福島公博委員につきましては、利用権の設定を受ける者として、また、鈴木良美委員につきましては、利用権の設定をする者として、本人が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので、一時退席をお願いいたします。

(退席後)

第40号議案について、皆さんからご質疑がございましたらお願いいたします。

(なし)

それでは、お諮りいたします。第40号議案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議ございませんので、第40号議案については、原案のとおり決定いた しました。事務局に申し上げます。福島公博委員及び鈴木良美委員の復席をお 願いします。

(復席)

次に、第41号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程 いたします。事務局より説明願います。

事務局長	第41号議案を説明いたしますので、議案書10ページをご覧ください。
7 13371132	第41号議案農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上
	げます。本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県
	知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し
	上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第5条の規定により、別紙
	の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。
	申請内容については、11ページ及び12ページをご覧ください。申請件数
	は、12件で、その内訳は、所有権移転5件、使用貸借権3件、賃借権3件、
	地上権1件でございます。以上でございます。
 議長	それでは、整理番号1から整理番号12までを、順番に事務局から説明、地
时处工人	区担当委員からの報告をいただきました後に、一括でご質疑いただき、その
	後、審議とさせていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。
	それでは、整理番号1について、事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号1を説明いたしますので、11ページをご覧ください。申請人の住
事物问及	新氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉南3丁目地内の畑1筆、
	面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用
	住宅用地です。用途地域は、第1種住居地域です。地区担当は、田島敏包委員
	正七//地です。 //
	申請地は、13ページをご覧ください。5-1については、第1種住居地域
	に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、
	原則、許可相当になるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当す
	る項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。以上でご
	ざいます。
議長	<u>整理番号1について、田島敏包委員の報告をお願いいたします。</u>
田島敏包委員	12番田島より報告します。6月19日午前8時、宮部推進委員と共に現地
	確認を行いました。議案書13ページ、5-1の地図を参照ください。申請地
	は、児玉南土地区画整理地内市道1級4号線道路北側に面しております。申請
	人は、現在寄居町のアパートに親子3人で生活していると聞いております。将
	来を考え、実家に近い申請地を地権者のご理解により譲っていただけること
	になり、ここに住宅を建設することを決意したと聞いております。この地域は
	第1種住居地域で、周辺は住宅に囲まれ、関連農地への支障はなきものと推察
	できます。以上のことから、転用許可は妥当と考えますが、委員各位のご高配
	をお願い致します。
議長	次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号2を説明いたしますので、議案書11ページをご覧ください。申請

人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、山王堂地内の畑2筆、面積は 記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用 地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、塩原廣一委員でございます。

申請地は、14ページをご覧ください。5-2については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が自己用住宅用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相当になるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。以上でございます。

議長

整理番号2について、塩原廣一委員の報告をお願いいたします。

塩原廣一委員

5番塩原より報告します。6月22日午後1時30分頃、戸塚推進委員と共に現地確認し、渡人に聞き取りを行いました。議案書14ページ、5-2の地図をご覧ください。申請地は山王堂地内の南側に位置し、県道沼和田杉山線より北へ約50mほど行ったところにあります。申請地の北側と東側には住宅が立ち並んでいます。受人は渡人の孫になります。申請事由ですが、受人は現在、伊勢崎市内のアパートに家族で住んでいますが、将来を見据え自己用の家を新築したいということでした。農地の集団性や、周辺農地に対して支障を及ぼすことはないと思います。

皆さまの慎重審議よろしくお願いいたします。

議長

次に、整理番号3、整理番号4及び整理番号5についてですが、受人が同一で、権利区分及び転用目的も同じであることから、一括での説明を事務局に求めます。

事務局長

整理番号3から整理番号5を一括で説明いたしますので、議案書11ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、それぞれ記載のとおりです。申請地は、 栗崎地内の畑11筆及び田4筆、秋山地内の畑1筆の合計15筆で、面積はそれぞれ記載のとおりです。権利区分は、賃借権です。申請事由は、送電線張替工事用地の一時転用です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、整理番号3及び整理番号4については、立石委員で、整理番号5については、間正委員でございます。

電気事業者の行う送電用電気工作物等の設置につきましては、農地法施行規 則第53条第11号の規定により、電気事業者の行う送電用電気工作物等の 設置又はこれら工作物等を設置するために必要な道路の敷地に供する農地の

	転用の許可は要しないとされていますが、今回の案件は、送電線張替工事に伴						
	う工事用地として一時借地するため、許可申請となったものです。						
	申請地は、15ページから17ページをご覧ください。いずれも、送電線張						
	替工事に伴う工事用地としての一時転用となります。一時転用については、農						
	用地区域内農地であっても許可することができることとされております。ま						
	た、一時転用は、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されるこ						
	とが確実と認められるときは、許可されることになりますが、工事完了次第、						
	農地に原状回復して返還する旨記載の事業計画書が提出されており、その農						
	地の復元性が認められることから、本申請は許可相当であるものと考えます。						
	また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにお						
	いて、ないものと考えます。以上でございます。						
議長	まずは、整理番号3及び整理番号4について、立石委員の報告をお願いいた						
	します。						
立石委員	8番立石より報告します。6月19日、内田推進委員と現地確認をしました。						
	議案書15ページ5-3の地図をご覧ください。						
	申請地は小山川の北側、シルクドームの南、200メートルほどの場所にあ						
	ります。申請事由は鉄塔の電線の張替え工事に伴う一時転用になります。工事						
	終了後は速やかに農地に復元するとのことです。						
	周辺農地への影響はなく、一時転用で公共性の高いものであるため、転用に						
	あたっては特に問題ないと思われます。						
	5-4の方も全く同様でありまして、これは小山側の南側の栗崎大橋信号西						
	側150mのところにありますが、内容的には全く同じであります。						
	皆様の慎重審議よろしくお願いします。						
議長	続きまして、整理番号5について、間正委員の報告をお願いいたします。						
間正委員	16番間正より報告します。6月20日、福田推進委員と現地確認をしまし						
	た。議案書17ページ、5-5の地図をご覧ください。						
	この場所は、美里町との境になっており、周辺は山林地帯で、その一部が農						
	地になっています。先ほどの整理番号5-3、5-4同じように送電線の張り						
	替え工事の一時転用ということでございますので、公共性の高いものだと感						
	じております。						
	皆様の慎重審議よろしくお願いします。						
議長	次に、整理番号6について、事務局より説明を求めます。						
事務局長	整理番号6を説明いたしますので、議案書11ページをご覧ください。申請						
	人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、共栄地内の畑1筆、面積は記						
	載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地						

	です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域と						
	なっています。地区担当は、岡芹委員でございます。						
	申請地は、18ページをご覧ください。5-6については、農用地区域内農						
	地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であるこ						
	とから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて						
	周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することがで						
	きないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であ						
	るものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類						
	を審査する限りにおいて、ないものと考えます。以上でございます。						
議長	整理番号6について、岡芹委員の報告をお願いいたします。						
岡芹委員	9番岡芹より報告します。6月21日午前10時頃、門倉推進委員と現地確						
	認をしました。議案書18ページ、5-6の地図をご覧ください。申請地は、						
	共栄地区の集落の中ほど、共栄自治会館西側の市道を隔てた道路際に位置し						
	ています。申請事由は自己用住宅用地です。申請地周辺は住宅が点在している						
	場所で、農地へ支障をきたす恐れもないことから、転用に当たっては特に問題						
	のない場所と思われます。						
	皆様の慎重審議、よろしくお願いいたします。						
議長	次に、整理番号7について、事務局より説明を求めます。						
事務局長	整理番号7を説明いたしますので、議案書12ページをご覧ください。申請						
	人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑2筆、面						
	積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住						
	宅用地です。用途地域は、第1種住居地域です。地区担当は、永尾委員でござ						
	います。						
	申請地は、19ページをご覧ください。5-7については、第1種住居地域						
	に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、						
	原則、許可相当になるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当す						
	る項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。以上でご						
	ざいます。						
議長	整理番号7について、永尾委員の報告をお願いいたします。						
永尾委員	11番永尾より報告します。議案書19ページ、5-7の地図をご覧くださ						
	い。6月19日午前8時30分頃、宮部推進委員と現地確認をしました。受人						
	は現在親と同居していますが、手狭になっているため、親元の近くで自己用住						
	宅の建築をしたいということで土地を探していたということです。ちょうど						
	近くの理想的な場所で譲っていただける土地を見つけたので申請に至ったと						
	のことです。申請地は児玉駅前通りから北側に入った住宅地の一角にありま						

	す。三方を隣家の塀に囲まれ、休耕地となって草がおい茂っていました。地目						
	は畑ですが、第1種住居地域になっていますし、特に問題はないと思われま						
	す。						
* F	皆様の慎重審議、よろしくお願いします。						
議長	次に、整理番号8について、事務局より説明を求めます。						
事務局長	整理番号8を説明いたしますので、議案書12ページをご覧ください。申記						
	人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑3筆、						
	積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、配送セン						
	ター用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、宮部延一委員でござ						
	います。						
	申請地は、20ページをご覧ください。5-8については、農用地区域内農						
	地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10~クタール未満であるこ						
	とから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて						
	周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することがで						
	きないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であ						
	るものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類						
	を審査する限りにおいて、ないものと考えます。以上でございます。						
議長	整理番号8について、宮部延一委員の報告をお願いいたします。						
宮部延一委員	10番宮部より報告します。6月23日午後1時ごろ、田島推進委員と現地						
	を確認しました。20ページ5-8の地図をご覧ください。						
	申請地は身馴川橋を西へ500メートル入った所のすぐ南側の場所に位置						
	しております。申請人は医療器具の輸入、販売を主な事業としております。現						
	在上里町に配送センターがありますが、業務拡張により手狭となったため、今						
	回の申請に至りました。						
	面積は広めですが、周辺は工場化が進み、農地に影響もないことから転用に						
	あたっては特に問題ないかと思われます。						
	皆様の慎重審議よろしくお願いします。						
議長	次に、整理番号9について、事務局より説明を求めます。						
事務局長	整理番号9を説明いたしますので、議案書12ページをご覧ください。申請						
	人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町秋山地内の畑1筆、面						
	積は記載のとおりです。権利区分は、地上権です。申請事由は、太陽光発電施						
	設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、間正委員でございます。						
	申請地は、21ページをご覧ください。5-9については、農用地区域内農						
	地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であるこ						
	とから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて						

	周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することがで
	きないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であ
	るものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類
	を審査する限りにおいて、ないものと考えます。以上でございます。
議長	整理番号9について、間正委員の報告をお願いいたします。
間正委員	16番間正より報告します。6月20日、清水推進委員と現地確認をしまし
	た。議案書21ページ5-9の地図をご覧ください。
	申請地は県道長瀞児玉線から百体観音のある東小平へ向かう道路に入って
	約150メートルの場所にあります。申請事由は太陽光発電施設用地です。今
	回、地権者が申請地の維持管理が困難となったため、申請人が太陽光発電施設
	として利用することで話がまとまったそうです。
	現地確認をしましたところ、周辺農地への影響はないことから、転用にあた
	っては特に問題ないかと思われます。
	皆様の慎重審議よろしくお願いします。
議長	次に、整理番号10について、事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号10を説明いたしますので、議案書12ページをご覧ください。申
	請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町下浅見地内の畑1筆、
	面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、分家住
	宅用地です。用途地域は、指定なしです。令和3年4月2日付けで、農振農用
	地区域から分家住宅用地として除外されています。地区担当は、小賀野委員で
	ございます。
	申請地は、22ページをご覧ください。5-10については、農用地区域か
	ら除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地で
	あることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則とし
	て不許可相当ではありますが、申請事由が分家住宅用地であるため、第1種農
	地の不許可の例外として、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅、
	その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務
	上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相当になる
	ものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を
	審査する限りにおいて、ないものと考えます。以上でございます。
議長	整理番号10について、小賀野委員の報告をお願いいたします。
小賀野委員	19番小賀野より報告します。6月20日午後2時頃山本推進委員と現地確
	認をしました。議案書22ページ5-10の地図をご覧ください。申請地は下
	浅見自治会館の東側の約250メートルで、下浅見集落の南東になります。受
	人と渡人の関係は親子でございます。

	申請事由は分家住宅用地で、本年4月2日に農振農用地から除外をされてお						
	ります。集落に接続されており転用にあたっては特に問題ないと思われます。						
	皆様のご審議よろしくお願い申し上げます。						
議長	次に、整理番号11について、事務局より説明を求めます。						
事務局長	整理番号11を説明いたしますので、議案書12ページをご覧ください。申						
	請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、共栄地内の畑1筆、面積は						
	記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用						
	地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域						
	となっています。地区担当は、岡芹委員でございます。						
	申請地は、23ページをご覧ください。5-11については、農用地区域内						
	農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満である						
	ことから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替え						
	て周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することが						
	できないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当で						
	あるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書						
	類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。以上でございます。						
議長	整理番号11について、岡芹委員の報告をお願いいたします。						
岡芹委員	9番岡芹より報告します。6月21日午前10時頃、門倉推進委員と現地						
	認をしました。議案書23ページ、5-11の地図をご覧ください。申請地は、						
	共栄自治会館西側の市道を隔てた位置となります。 5-6で報告しました申						
	請地の西隣の場所です。申請事由は自己用住宅用地です。						
	申請地周辺は住宅が点在している場所で、他の農地へ支障をきたす恐れもな						
	いことから、転用にあたっては特に問題ないかと思われます。						
	皆様の慎重審議、よろしくお願いいたします。						
議長	次に、整理番号12について、事務局より説明を求めます。						
事務局長	整理番号12を説明いたしますので、12ページをご覧ください。申請人の						
	住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町高柳地内の畑3筆、面積は						
	記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用						
	地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、田端会長でございます。						
	申請地は、24ページをご覧ください。5-12については、農用地区域内						
	農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満である						
	ことから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替え						
	て周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することが						
	できないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当で						
	あるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書						

	類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。以上でございます。
田端会長	整理番号12について、私から報告させていただきます。 6月21日13
	時30分頃から倉野内推進委員と2人で現地確認をしました。議案書24ペ
	ージ5-12の地図をご覧いただきたいと思います。受人と渡人の関係は親
	子です。この案件は、以前に議案として提出され、皆さんの許可をいただきま
	した。前回の内容は、主要地方道に沿った形で宅地を作りたいということでし
	たが、今回は、計画変更で、道路敷を設けて建物を後ろに下げて、道路から奥
	の方に家を作りたいということです。
	計画変更でありますので、特に問題はないと思いますけど、皆様よりご質疑
	等ございましたら伺いたいと思います。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの整理番号1から整理番号12までの説明及び報告がありました
	が、整理番号8につきましては、議事参与制限の案件となりますので、まずは、
	整理番号8を除いた、整理番号1から整理番号7及び整理番号9から整理番
	号12までに対しまして、ご質疑がありましたらお願いいたします。
	(なし)
	それでは、お諮りいたします。整理番号1から整理番号7及び整理番号9か
	ら整理番号12までについて、許可相当とすることに、ご異議ございません
	カル。
	(異議なし)
	ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
	次に、整理番号8ですが、推進委員の清水委員につきましては、本人が議事
	対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規
	定を準用しまして、一時退席をお願いいたします。
	(退席後)
	整理番号8について、ご質疑がありましたらお願いいたします。
	(なし)
	それでは、お諮りいたします。整理番号8について、許可相当とすることに、
	ご異議ございませんか。
	(異議なし)
	ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
	事務局に申し上げます。清水推進委員の復席をお願いします。
	(復席)
	次に、第42号議案「本庄農業振興地域整備計画の変更について」を上程
	いたします。事務局より説明願います。
事務局長	第42号議案を説明いたしますので、議案書25ページをご覧ください。

第42号議案本庄農業振興地域整備計画の変更について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、本庄市長から意見を求められたので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、本庄農業振興地域整備計画について、別冊のとおり変更することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。

本議案については、農用地利用計画の変更に係る申出書及び農用地区域編入申出書が本庄市長へ提出された案件について、本庄市農業振興整備促進審議会で審議する前に、農業委員会や土地改良区などの関係機関に意見を求め、当該計画の変更が適切かどうかの協議をして、その意見を本庄市長に回答するものです。

申出内容については、別冊1ページ及び2ページをご覧ください。農用地区域からの除外4件及び農用地区域への編入1件となっています。

農用地区域内の農地については、原則、転用は認められませんが、農業と集落地域の振興を図るため、農家住宅など集落の連たん性のある地域で、法の定める基準に従って、例外的に農用地区域からの除外を認めることとなっており、除外の手続きを経たうえで、転用申請を行う必要があります。

今回の事案番号1から事案番号4までの農用地区域からの除外については、「本庄農業振興地域整備計画の管理に関する運営方針」に基づき認めており、除外が可能な目的である既存施設の拡張及び分家住宅建設の申出となっています。

事案番号5については、事案番号4における分家住宅建築計画に伴い、農用 地区域への編入申出となっております。

申出内容の詳細を説明いたします。まず、事案番号1を説明いたしますので、別冊4ページをご覧ください。こちらが、農用地利用計画の変更に係る申出書となります。土地所有者・事業計画者の住所氏名は、記載のとおりです。 申出地は、児玉町小平地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。変更目的は、住宅敷地の拡張です。5ページをご覧ください。こちらは、変更後の使用目的に係る資料でございます。事業計画、当該土地を選定した理由及び経緯は、記載のとおりです。当該土地に関係する土地基盤整備事業等の概要は、美児沢用水土地改良区です。関係法令に基づく許認可等は、農地法第5条の許可となっております。6ページが位置図、7ページが付近案内図、8ページが農用地区域図で少し色が濃くなっているところが、農用地区域で青地の農地となります。9ページが公図の写しとなります。当該申出地は、既存の宅地に隣接しており、南側の土地を道路用地として売却したことで、駐車スペースが狭くなっ

てしまったため、敷地拡張により駐車スペースを確保するもので、農業に関する公共投資により得られる効用に著しい支障を及ぼす恐れがない土地であると考えます。なお、10ページが事業計画図となります。

次に、事案番号2を説明いたしますので、12ページをご覧ください。こちらが、農用地利用計画の変更に係る申出書となります。土地所有者・事業計画者の住所氏名は、記載のとおりです。申出地は、児玉町下真下地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。変更目的は、住宅敷地の拡張です。13ページをご覧ください。こちらは、変更後の使用目的に係る資料でございます。事業計画、当該土地を選定した理由及び経緯は、記載のとおりです。当該土地に関係する土地基盤整備事業等の概要は、児玉土地改良区(旧北部)及び九郷阿保領用水土地改良区です。関係法令に基づく許認可等は、農地法第4条の許可となっております。14ページが位置図、15ページが付近案内図、16ページが農用地区域図で、17ページが公図の写しとなります。当該申出地は、既存の宅地に隣接しており、敷地拡張により物置設置スペースを確保するもので、農業に関する公共投資により得られる効用に著しい支障を及ぼす恐れがない土地であると考えます。なお、18ページが事業計画図となります。

次に、事案番号3を説明いたしますので、20ページをご覧ください。こちらが、農用地利用計画の変更に係る申出書となります。土地所有者・事業計画者の住所氏名は、記載のとおりです。申出地は、児玉町下真下地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。変更目的は、分家住宅の建設です。21ページをご覧ください。こちらは、変更後の使用目的に係る資料でございます。事業計画、当該土地を選定した理由及び経緯は、記載のとおりです。当該土地に関係する土地基盤整備事業等の概要は、児玉土地改良区(旧北部)及び九郷阿保領用水土地改良区です。関係法令に基づく許認可等は、農地法第5条の許可となっております。22ページが位置図、23ページが付近案内図、24ページが農用地区域図、25ページが公図の写しとなります。当該申出地は、集落に接続しており、農業に関する公共投資により得られる効用に著しい支障を及ぼす恐れがない土地であると考えます。なお、26ページが事業計画図となります。

次に、事案番号4を説明いたしますので、28ページをご覧ください。こちらが、農用地利用計画の変更に係る申出書となります。土地所有者・事業計画者の住所氏名は、記載のとおりです。申出地は、共栄地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。変更目的は、分家住宅の建設です。29ページをご覧ください。こちらは、変更後の使用目的に係る資料でございます。事業計画、当該土地を選定した理由及び経緯は、記載のとおりです。当該土地に関係する土地基盤整備事業等の概要は、該当なしです。関係法令に基づく許認可等は、農地法

第5条の許可及び都市計画法第29条の許可となっております。30ページが位置図、31ページが付近案内図、32ページが農用地区域図、33ページが公図の写しとなります。当該申出地は、集落に接続しており、農業に関する公共投資により得られる効用に著しい支障を及ぼす恐れがない土地であると考えます。なお、34ページが事業計画図となります。

なお、分家住宅の建設場所選定にあたり、農用地区域を選定せざるを得なかったため、次の議案番号5において、所有している白地の農地を農用地区域への編入申出書が出ております。

次に、事案番号5を説明いたしますので、36ページをご覧ください。こちらが、農用地区域編入申出書となります。申出人である土地所有者の住所・氏名は、記載のとおりです。申出地は、共栄地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。編入理由は、事案番号4における農用地区域を選定せざるを得なかった分家住宅建築計画による除外申出に伴う交換編入となっています。37ページが申出理由書で記載のとおりです。38ページが位置図、39ページが付近案内図、40ページが農用地区域図となっていまして、下の方の編入申請地と記してある土地が、今回の申請地です。事案番号4での分家住宅の建設場所選定にあたり、農用地区域を選定せざるを得なかったため、代わりに農用地区域へ編入申出するもので、当該申出地は、東側に農用地区域が繋がっていることから、農用地区域内農地への編入は、適当であろうと考えます。

以上で本議案の説明を終わります。

議長

第42号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。

(なし)

それでは、お諮りいたします。

第42号議案については、原案のとおり変更することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議ございませんので、第42号議案については、原案のとおり変更する ことに「同意」で、市長に回答いたします。

以上で、議案審議を終了いたします。続きまして、報告に入ります。

報告につきまして、報告第22号から報告第27号までを、順番に事務局よりお願いします。

事務局長

まずは、報告第22号を説明いたしますので、議案書26ページをご覧ください。

報告第22号農地法第3条の3の規定による届出について、農地法第3条の

3の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。

届出内容については、27ページをご覧ください。専決処分件数は、2件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。以上でございます。

続きまして、報告第23号を説明いたしますので、議案書28ページをご覧ください。

報告第23号農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、農地法 第4条第1項第8号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事 務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本 日提出、会長。

届出内容については、29ページをご覧ください。専決処分件数は、2件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることで県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。

続きまして、報告第24号を説明いたしますので、30ページをご覧ください。

報告第24号農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、農地法第5条第1項第7号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。

届出内容については、31ページ及び32ページをご覧ください。専決処分件数は、11件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転などをする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることで県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。

続きまして、報告第25号を説明いたしますので、33ページをご覧ください。

報告第25号農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について、 農地法第6条第1項の規定により、別紙のとおり報告書が提出されたので報 告するものでございます。本日提出、会長。

報告書の提出件数は、1件で、その報告書が34ページ及び35ページのとおりとなっております。

農地所有適格法人とは、耕作目的での農地の所有権などの権利の取得が認められている農地法上の法人でございます。農地所有適格法人となるための要

件は、「法人形態要件」「構成員要件」「事業要件」「役員要件」となっておりま す。これらの要件は、設立時のみでなく、設立後も満たされていることが必要 となります。毎事業年度の終了後、3ヶ月以内に事業の状況等を農業委員会へ 報告することが義務付けられているものです。以上でございます。 続きまして、報告第26号を説明いたしますので、36ページをご覧くださ 11 報告第26号農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第1 8条第6項の規定により、別紙農地の賃貸借契約合意解約通知書を受理し、同 条第1項の規定に基づく合意解約が成立したので報告するものでございます。 本日提出、会長。 通知内容については、3 7ページをご覧ください。賃貸借契約合意解約通知 書の受理件数は、4件です。農地の賃貸借につき合意による解約の通知が農地 法第18条第1項ただし書の規定により、同項の許可を要しないで行われた 場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければな らないという規定による通知でございます。以上でございます。 続きまして、報告第27号を説明いたしますので、38ページをご覧くださ V) 報告第27号認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う事業計画 について、農地法施行規則第53条第14号の規定により、認定電気通信事業 者の行う中継施設等の設置に係る農地転用の許可は要しないが、事業計画書 の提出がなされたので、別紙のとおり報告するものでございます。本日提出、 会長。 事業計画書については、39ページをご覧ください。届出件数は、1件です。 以上でございます。 報告でありますので、ご了解いただきたいと思います。 議長 以上で、報告を終了いたします。 皆さまのご協力により、本日の付議事件は、すべて終了いたしました。ここ で、議長の座を降ろさせていただきます。ありがとうございました。 事務局長 次に、議事日程5の事務局連絡事項に移ります。 (事務局説明) 以上をもちまして、令和3年第7回本庄市農業委員会総会を閉会いたしま す。大変、お疲れ様でございました。

(閉会)

令和3年第7回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿							
開催日		令和3年6月25日(金)					
 開催場所		本庄市役所 大会議室					
	開会時刻	午後2時	————— 				
	閉会時刻	午後3時	520分				
	会 長	田端 請	⋢ —				
	会長代理	細野 俊) 文				
議席 番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録 署名人	地区	推進員氏名	出欠状況	
1	細野 俊文	出席		藤田	粂原 直樹	欠席	
2	関根 清	出席		一工	吉田 芳昭	出席	
3	金井 章夫	出席		仁手	髙橋 公仁	出席	
4	福島公博	出席		40	戸塚 毅	出席	
5	塩原 廣一	出席		旭	亀田 伸一郎	出席	
6	塩原 茂夫	出席			内田 信哉	出席	
7	福田 武久	出席		北泉	荒井 康男	出席	
8	立石 勝義	出席			門倉 恒茂	出席	
9	岡芹 喜行	出席		IH T	田島 勇扇	出席	
10	宮部 延一	出席	\circ	児玉	宮部 豊徳	出席	
11	永尾 路子	出席			倉野内 浩	出席	
12	田島 敏包	出席	\circ	金屋	鈴木 幹雄	出席	
13	田端 講一	出席			鈴木 誠	出席	
14	鳥澤 和子	出席			福田 光男	欠席	
15	鈴木 良美	出席		秋平	清水 辰雄	出席	
16	間正 始	出席			根岸 正一	出席	
17	木村 文子	出席			櫻井 利夫	出席	
18	坂爪 裕	欠席		本泉	木村 雅	出席	
19	小賀野 昇	出席			新井 明夫	出席	
本庄	細野 林之助	出席		共和	出牛 康	出席	
藤田	小川 忠	出席			山本 道雄	欠席	
説明貞							
事務局長 早野 悟 高							
書記							

書記

局長補佐兼農地係長

高群 邦人